

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2025年12月8日)

改正後	現 行
(現行どおり)	(省 略)
第2条 (口座開設基準)	第2条 (口座開設基準)
(現行どおり)	(省 略)
<<個人のお客様>>	<<個人のお客様>>
(1) ～ (11) (現行どおり)	(1) ～ (11) (省 略)
(12) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 <u>の同時保有は可能です。</u>	(12) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 <u>を同時に保有することはできません。</u>
(13) ～ (14) (現行どおり)	(13) ～ (14) (省 略)
<<法人のお客様>>	<<法人のお客様>>
(1) ～ (6) (現行どおり)	(1) ～ (6) (省 略)
(7) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 <u>の同時保有は可能です。</u>	(7) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 <u>を同時に保有することはできません。</u>
(8) ～ (11) (現行どおり)	(8) ～ (11) (省 略)
(現行どおり)	(省 略)
第6条 (証拠金等)	第6条 (証拠金等)
(現行どおり)	(省 略)
3. お客様が当社に入金する場合、振込人名義は、当社 ご登録名義と一致する場合のみお受けできるものと します。ご家族や旧姓であっても、ご登録名義と異な る方からの入金はお受けしないものとします。	3. お客様が当社に <u>証拠金として銀行振込にて</u> 入金す る場合、振込人名義は、当社ご登録名義と一致する場 合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓で あっても、ご登録名義と異なる方からの入金はお受 けしないものとします。
(現行どおり)	(省 略)
第28条 (取引の制限・禁止行為)	第28条 (取引の制限・禁止行為)
(現行どおり)	(省 略)
<u>8. 日本以外の国や地域からのMyページおよび本取 引システムへのアクセスは原則禁止です。当社は、 当該アクセスを制限することや当該アクセスのあ った本口座を制限できるものとします。</u>	(新 設)
(以下、現行どおり)	(以下、省略)

改正後	現 行
以上 2025年12月 3日作成 2025年12月 8日交付	以上 2025年10月29日作成 2025年11月 3日交付